2016年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時:平成28年11月15日(火) 19:00~20:03

場 所:市役所6階 602

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長他7名)

市側(総務部長、人事課長、人事課主任4名)

交渉内容: 秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、

人事給与制度の見直しなど

第2回交渉

日 時: 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 19: 42~20: 28

場 所:市役所6階 602

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長他45名)

市側(総務部長、人事課長、人事課主任4名)

交渉内容:非正規労働者の生活改善など

第3回交渉

日 時:平成28年11月22日(火) 19:18~20:28

場 所:市役所6階 602

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長他8名)

市側(総務部長、人事課長、人事課主任4名)

交渉内容:人事院勧告に基づく賃上げ及び一時金引き上げ、人事給与制度の見直しなど

第4回交渉

日 時: 平成 28 年 11 月 24 日 (木) 19: 21~19: 35

場 所:市役所6階 603

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長他10名)

市側(総務部長、人事課長、人事課主任4名)

交渉内容: 秋季重点要求及び年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 夏季一時金として、全職員に 2. 87 ヵ	1. 給料の改定は、国の改定に準じて平成28
月プラス一律 47,000 円を支給すること。	年4月1日から実施する。
	本年度の年末一時金については、期末手
	当 1.375 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.275
	か月とする。
	なお、平成29年度以降の一時金について
	は、国に準じて6月期は、期末手当1.225
	か月、勤勉手当 0.85 か月の計 2.075 か月と
	し、12 月期は、期末手当 1.375 か月、勤勉 手当 0.85 か月の計 2.225 か月とする。
 2. 人事評価制度は、職場支配・職場分断・ 	
職員間競争ではなく、人材育成・市民サ	2・3 人事評価制度の賃金等へ反映は、十
ービス向上を目的としたものにするこ	分な労使協議を行い、一方的実施はしない。
と。また、賃金に反映させないこと。	人材育成に資するため、必要な協議は十分
3. 人事評価にもとづく一時金差別支給制	に行っていく。
度を導入しないこと。	
4. 一時金における役職者加算、職務・職	4. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止
階給などによる差別支給制度は撤廃し、	する考えはない。
全職員に一律大幅増額をすること。	
5. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて	5. 勤勉手当を廃止する考えはない。
期末手当のみで支給すること。	
6. 再任用職員の一時金についても、職員	6. 再任用職員の年末一時金については、期
と同様に支給すること。一方的に廃止し	末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.425 か月の計
た公民館夜間嘱託職員・アルバイトの一	1.225 か月とする。
時金を復活すること。	なお、平成29年度以降の一時金について
	は、国に準じて6月期は、期末手当0.65 か月、勤勉手当0.4か月の計1.05か月とし、
	12 月期は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.4
	か月の計1.2か月とする。
	また、正規職員以外の賃金・一時金につ
	いては、条例の規定に基づき正規職員と同
	様の措置を講じる。
7. 育児休業中の職員に、一時金を全額支	7. 育児休業中の職員の一時金については、
給すること。および、いかなる不利益扱	現行どおりとする。
いもしないこと。	
8. 年末一時金は、12月9日までに一括支	8. 年末一時金の支給日は、12月9日とする。
給すること。	ただし、給与改定分については、12月議
	会議決後速やかに支給する。
	人事・給与制度について、次のとおり見直 しを行う。
	(1) 昇任・昇格制度の見直し
	昇格時号級対応表等を国基準に改訂
	主任級(4級)昇格試験を新設(現行試験

の1本化)
初任給の格付を国基準に見直し
(2)職務・職責に見合った処遇制度への見
直し
係長級の管理職手当の廃止